

## 令和7年度第2回愛知県成年後見制度利用促進協議会 会議録

### 1 日時

令和8年3月27日（金）午前10時30分から正午まで

### 2 場所

愛知県自治センター4階 大会議室

### 3 出席者

委員13名及びオブザーバー1名

事務局4名（高齢福祉課地域包括ケア・認知症施策推進室、障害福祉課）

### 4 協議事項及び報告事項

#### （1）協議事項

ア 愛知県における体制整備状況について

イ 令和7年度の県の取組及び令和8年度の予定について

#### （2）報告事項

令和8年度以降の県の組織体制について

### 5 意見等

#### （1）協議事項

##### 【住田委員】

資料1の成年後見センター設置済みのところ、例えば田原市は古くから設置しているが、こういった地域に対して今後中核機関の整備への支援についてどのようにお考えか。

##### 【事務局】

東栄町が4月1日から黄色（中核機関設置済み）になるので、緑（成年後見センター設置済み）のところがいわゆる空白地帯になると考えているが、各自治体において中核機関設置の必要性を感じていないというのが現状である。

今年度、豊根村と東栄町が中核機関設置に至ったが、次の課題としては、成年後見センターの設置にとどまっている地域に対して、なぜ中核機関を設置しないのかについて深掘りした上で中核機関設置につながるよう、伴走支援的にアプローチをしていく必要があると考えている。

##### 【山下会長】

中核機関設置済みのところについても、中核機関としての機能の拡充も含めてだが、

県の方としてはある程度状況の把握をしているのか。どこの中核機関が今どのようなことを実施していて、今後どんなかたちで拡充に向けていくかのようなところを調査か何かで把握しているのか。

#### 【事務局】

定量的には把握していない。資料2で説明したアドバイザー派遣の実績や派遣要望が少ないというところで、内容があまり周知されていないという話もあるかと思うが、結局、各中核機関によって成熟度に差があると感じている。こちらでも定量的に状況を確認する必要があると思うが、(市町村側において) どうやって中核機関として成長していくか道筋が描けてないのだろうと思っている。つまり、どのように成長するかというロードマップがまず先にあると、そうするとやりたいことが出てきて、その上で分からないことが出てきたらアドバイザーを派遣するという流れになると思うので、ある程度中核機関をどうにかたちで成熟させていくかという道筋みたいなものを提案できるかというと考えている。

#### 【野田委員】

今のアドバイザー派遣の話、おそらく市町村側の要請があってアドバイザーを派遣するという仕組みだと思うが、こちらから赴くというようなことも1つのやり方として考えられるのかなと思う。アウトリーチ的なことだと思うが、要請がある前に、例えばヒアリング目的でもいいので、何件か伺えるとよりお伝えできるのかなという気がする。

#### 【内村委員】

資料1の成年後見センター設置済みとなっている緑の地域について、中核機関の設置の必要性をあまり感じていないということで、育成会としても行政の方に声を届けるようにしたい。

#### 【事務局】

現状、必要性を感じてない理由の1つとして、法的位置付けが明確でないということがあげられる。例えば今後、高齢者等のユーザーの増加という話があるので、そういうことを丁寧に説明しながら、取組を進めてもらえるよう訴えかけることを検討していきたいと思う。

#### 【池田委員】

成年後見制度をまだ知らないという方がたくさんいる。成年後見制度のこと知らないから色々学びたいという声があったので、東三河後見センターの方に来ていただき、後見制度の話をしていただいた。おそらく他にも後見制度を知らないという方が現実

としていると思うので、そういう人たちに周知していただけるとありがたい。

#### 【事務局】

周知広報については、県の方で広域的にやるのが効率的かなと感じている。市民後見セミナーの話になるが、基本的には市民後見人をやってみませんかといったコンセプトであるところ、昨年度、制度を利用する側の立場として成年後見制度について学びに来たという参加者が一定数おり、こうした方々から思ったものと少し違ったなといった反応をよくされた。今回、セミナーのコンセプトを明確にし、チラシにも市民後見人をやってみたい方といったかたちで周知をさせていただいた。その結果、全体の数が少し減ったということがあり、要するに意欲のある方が受けた反面、少し聞いてみたいといった方々は参加されなかった面があるかなと考えている。

今後、やりたいという意欲のある方はこういう形でやって、そうではない方々に対してどういうアプローチをするか引き続き検討していきたいと思っている。

#### 【西村委員】

まず1点目はお知らせになるが、私ども（認知症の人と家族の会）は全国組織でやっているが、12月に認知症の電話相談を受ける方を対象にした成年後見制度の仕組みというものをリモートで行い、全国の電話相談員の方々が参加された。

次に2点目だが、8ページ目の市町村職員向けの研修会について、意思決定支援という部分がちょっと気になっており、認知症の方の場合、要支援1から要介護1くらいまでの方は、ご自身の意思を表明することは可能だと思うが、それ以降になるとなかなかご自身の気持ちを出すということが難しくなるし、たとえ出したとしても、それが真意なのかどうなのかという見極めが非常に難しいところなので、あまりこう本人の意思というところを強調されすぎると、介護している家族が置いてきぼりになってしまう懸念もあるので、そのあたり家族のこともぜひ考えていただきたいと思う。

#### 【事務局】

当事者側の意見というもいうのも大事だと思っている。研修を企画する際にご意見を頂戴することもあろうかと思うので、その際はまたご協力をお願いしたい。

#### 【山下会長】

今のご意見の方は確かにその通りかなと思うが、本人の意思決定支援と家族の意向が何かぶつかるところがあるという抽象論で話してしまうと、あまり建設的ではないし、むしろ誤解が生まれてしまうという部分もあるかと思うので、やはり具体的な場面だとか、そういうことを念頭に置きながら、そういう話を積み上げていくことが大事かなと思う。向いている方向性は同じだと思うので、あまりそこに溝が生まれないうようなかたちでやっていくといいと思った。

### 【秋野委員】

資料1で、2町村で中核機関が設立される、あるいは設立予定ということで、私も個人的には大変良かったなど、やっとここまで来たかなと思って安心している。東栄町は先ほど社会福祉法人に委託と説明があったが、これは社会福祉協議会か。

### 【事務局】

設楽町と同じくゆたか福祉会が受託する。社会福祉協議会ではない。

### 【秋野委員】

わかりました。それともう1点、市民後見セミナーについて、私も実は参加をさせてもらい、現場で見させてもらった。まず、自分の家にも折り込みチラシが入ったことが大変嬉しかった。市民後見という言葉が、地域の中の興味のある方に届くといいなと思って当日参加させてもらった。感想ではあるが、男性がすごく多かったというところで、まだまだいけるなど、興味のある方がたくさんいらっしやって、頼もしいなというのが第一印象だった。

参加者の中に新城市の人がいるといいなと思って見ていたが、アンケートを見たら、多分新城市は私1人だったのだろうということで少し残念だった。ただ、プラスに考えて、新城市は既に4年連続で後見講座やっているのだから、豊橋まで出向かなくても新城で受けられると思ってくれているといいなと思っている。

広報啓発は私もいつも悩んでいるが、折り込みチラシでこれだけ人数が集まったという実績を見させてもらい、新城の方でも来月から折り込みで対応してみようかなと、いい勉強の機会を与えてもらった。

### 【事務局】

今回アンケートを取った目的の1つに、どういう広報が効果あるのかを見極めたかった点がある。折り込みチラシを見たという方が多いなと思ったのに加えて、県のホームページや公式LINEも見られているというところがあり、セミナーに参加されていない方も含め、いわゆる一般の方に「市民後見」というワードを届けられたのは良かったと感じている。これを参考に、引き続き県として広報啓発をやっていきたい。

### 【近藤副会長】

少し本題からずれるかもしれないが、民法改正に関して、市民後見人の育成やその後の活躍とかもだんだん変わってくるかもしれないというところについて、社会福祉法の改正との兼ね合いもあるかとは思いますが、その辺はどうやっていくつもりなのか。

### 【事務局】

大規模な制度改正を控えているという中ではあるが、基本的な話として、権利擁護人材が不要になるということはずがないので、基本的な枠組みとしてはこのまま続けていきたいと考えている。

一方で、研修にどう反映させていくかっていうことについて、例えば後見人という言葉はなくなるのかという話があるが、1つ1つ皆様と相談しながら進めていきたいと思っている。

#### 【近藤副会長】

この制度改正で、後見人というか補助人制度が使いやすくなるのかならないのかよくわからない制度になっていて、権利擁護支援が発展するのか停滞するのかもわからないなど不安に思っているところがあるが、県としても、各地域に後見制度だけではなくて権利擁護支援という社会資源が少しずつ生まれてくるような働きかけをしてもらえるといいと思う。

#### 【事務局】

先ほど委員の話にもあったように、そもそも後見制度を知らないという方がいらっしゃるということで、まずはこういう制度というよりは考え方、こういう考え方があるということを知り啓発して、また、権利擁護支援を担っていただけるような人材を少しでも増やしていけるようなことができればいいと思っている。

#### 【野田委員】

先ほどの市民後見人等養成研修に関して、(研修修了者が)法人後見支援員として活躍しているということもあると思う。活躍支援として、法人後見との関係で少し接点を持つというのも1つの方法かなと思う。

あと、私が把握している限りでは、民法改正によって終われる後見になった場合に、市民後見人が単独で活躍できる場というのがもしかしたら無くなるのではないかという恐れがある。後見が終わった後もサポートは必ず必要なので、その辺りの支援を検討してもいいのかなと思う。

あともう1つ、障害福祉課が行った推進研修の参加者に株式会社等があったとのことに関連してだが、高齢者終身サポート事業に関して、今回この協議資料には出てきてないと思うが、例えば静岡では認証をしたりする動きがあるし、北九州の方でも各自治体において認証を始める動きがあるかと思う。後見人活動をしている中で、高齢者終身サポート事業の方に遭遇するということもちらほらとあるが、事業の内容に非常にばらつきがあるというか、すごく固くやっていると思われるところもあれば、1人でやっていて本当に大丈夫かなというところもあるので、その辺は、例えば法人後見とはまた違うとは思いますが、少し意識してもらえるといいかなと思う。

### 【事務局】

養成した権利擁護人材について、今後の制度改革で多分取り扱い変わってくるのかなと思っている。ただ、委員ご指摘のとおり、いろんな支援とかの道もあるということで、市町村の方もどうやってこれから活用していくかというところが悩んでいるところなので、モデルケースみたいなもの提示できるといいかなと思っている。

また、高齢者終身サポート事業について、今回の社会福祉法改正にも絡んでいるところではあるが、少し様子を見るという話になろうかと思う。県で認証するということが果たして本当にいいのか、お墨付きを与えることがいいのかという話もあるので、慎重にという話になってしまうかもしれないが、今後避けられない課題ではあるので、検討してまいりたい。

### 【山下会長】

制度の周知啓発に関する部分について、少し前にとある団体のバックアップで成年後見人が裁判所から報酬決定を受けたことに対して、それを本人の口座から出すということが本人との利益相反に当たるということで、成年後見人である弁護士と社会福祉士だったと思うが、本人から訴えられるというような裁判が提起されたことが報道された。今後、いろんなところで同じような訴訟提起が予定されているというような報道もあり、何が言いたいかというと、この訴訟自体は司法の場で解決すればいいと思うが、やはり成年後見制度について消極的なイメージを持っている方たちの発言力が少し目立ってきているようなところもあるかなと思う。

制度の研修とか周知にあたっては、これまでは知らない人たちに対して成年後見制度を知ってもらおうというような視点が中心だったかと思うが、むしろネガティブなイメージ、誤った情報がインプットされてしまっているとか、そこの広がり懸念される場所もあるので、そういうような動きに対しても、県としてきちんと正しい情報を伝えていくというのはより価値があることになると思うので、研修の内容や周知の方法についても、そういう動きに少し目配せできるようなものにしてもらえるとありがたいかなと思う。

あと、資料2の9ページのアドバイザー派遣について、今後どのように周知をしていくか、市町村に周知を図るかというようなことを来年度の課題として挙げているが、例えば市町村やセンターからすると、どういうことを相談していいかわからないというところが根本にあるかなと思うので、これまでの実績も踏まえて、具体的にこんなことについて派遣の要請があり、アドバイザーを派遣してこういう助言をしたというような、具体的な活用例みたいなものが伝わると、こういうことで相談していいよねとか、これでいいのであればこういうことも相談できるかなといったように、次の発想に繋がっていくと思うので、検討していただけたらと思う。

### 【事務局】

正しい制度周知について、公として発信していくということは非常に大事だと思っている。成年後見制度の認知度が上がるとともに、ネガティブな意見も出てくるのは自然の流れだと思うので、県としてそういった姿勢を示すことは大事だと思う。今後、どのような媒体でどういうメッセージを発信していくかについて、またご相談させていただければと思う。

アドバイザー派遣の方は、活用例というのはすごく良いと思った。昨年度以前は県社協に委託していたこともあり、アドバイザー派遣について社協さん同士でやり取りしていたところは多々あった、ただ、この制度を考えた時に、主体としては市町村がある程度前に立つべきと考えているので、まずは市町村に理解してもらい、こういった活用例があるということをお示しし、市町村と一緒に考えて共有した上で、問題点についてアドバイザーを派遣するというような仕組みができればと考えている。

#### 【須賀委員】

8ページの市町村職員向けの研修会について、やはり知識を得たいというのが大体は早めの時期だと思うので、6～7月ぐらいまでに開催してもらえたらという思いがある。

あと、内容として意思決定支援を今回取り上げているが、やはり家族だけじゃなくて、ケアマネさんとか包括とか行政職員もそうだが、本人のためと言って結構家族等が物事を決めてしまうことがケースとして見られるので、今後も引き続き意思決定支援の研修とかをしてもらえると、やはりそれぞれの職員だとか事業所の方とかの認識を共通で持ちながら色々進めていけると思うので、意思決定支援を今後も引き続きやってもらえるとありがたい。

#### 【事務局】

時期については全くそのとおりだと思う。2点目について、いろんな方の中で誤解がないようやり方に工夫が必要なのかなと思っている。また委員の皆様にご意見をいただきながら研修を企画していきたいと思う。

#### 【住田委員】

法改正に伴って新しい制度を周知していくことはとても大事だが、施行は2年後ぐらいになる。施行されたら新しい補助制度になっていくが、それまでは現行の成年後見制度も続くわけなので、研修は現行の成年後見制度と今後予定される民法改正における補助制度の両方を知っておかないと対応が難しいということになる。

現行の成年後見制度も、どういう人が移行できるのかとかはまだはっきりと出ていない。これから新しく入職する職員や異動となった方等は、どっちも知っておかないといけないし、すぐに変わるわけではないので、今の成年後見制度をしっかりと知っていただくということが研修の中でも大事なかなと思う。

法人後見の研修を障害福祉課の方でやっていただき、私も社会福祉連携推進法人のお話とかを聞かせてもらったが、国も社会保障審議会の報告書の取りまとめの中で3つ目の項目に社会福祉連携推進法人の推進みたいなことを謳っているので、国として進めていきたいということがあるのかなと思うが、やはり皆さんの感覚を見ているとハードルが高そうな感じがある。

ただ、地域の中で法人後見は必要だと思っていて、いくら成年後見制度が補助制度になって終われる制度になるとしても、やっぱり必要な時には使って、辞めてもまたスポットで使うという時に様々な担い手が必要になる。その中に市民後見人も専門職もいるが、担い手としてあとどこに伸び代があるかというところ、やはり法人後見なので、しっかり地域の中で育成していきたいというところはあると思うが、市町村だけでは難しいと思う。

市町村が法人後見をどうやってバックアップしたり育成したりするかというところはハードルが高い。市町村が法人後見のニーズをどのように考えているかとか、あるいはあまり市町村自身が法人後見について意識を持っていないということもあるのではないかなと思う。例えば今回の法人後見の研修について、あなたの地域でこれだけの人が法人後見の育成研修を受講したとか、市町村とやり取りしながら課題の共有、法人後見の研修は県が行うけれど、実際、法人後見が動くのは市町村で、県と市町村が一体的に法人後見を進めてもらいたいと思う。

あと、意思決定支援研修は、KPIに位置付けられた意思決定支援研修のことなのか分からないが、認知症の方の意思決定支援ガイドラインの改正、障害福祉サービス意思決定支援ガイドラインの改正もあるので、今後ますます意思決定支援ということはいろんな分野に及ぶ一方、この言葉だけが独り歩きしないよう、まず基本となる考え方はどの分野でも共通した考え方がある。それを踏まえた上で、成年後見制度が変わっていくのも権利条約からの勧告で、意思決定支援制度に変えるよう言われている。現場の中でも様々な葛藤や難しさがあるとは思いますが、「どんな人にも本人には決める力がある」ということが意思決定支援の考え方なので、意思をどうやって汲み取って、どういう支援をしていく方がいいのかというのは、研修を通じて皆さんと一緒に考えながら、地域の意思決定支援を推進したり、考え方の醸成を図ったりしたいと思っているので、ぜひそれは県としても発信してもらえたらと思う。

### 【事務局】

研修の話について、当然現行制度が動いていますので、そちらを尊重しながらプラスアルファで新制度について、受講者の負担がどれぐらいになるかというのことも検討する必要はあるが、進めていきたいなと思う。

法人後見について、今おっしゃっていただいた視点はすごく大事で、確かに最後は市町村なり中核機関なりという話があるので、連携を取ってやっていきたいと思う。

意思決定支援研修については、県の研修としては国のKPIに基づくものとしてやっ

ているが、これをどう拡充していくか、どのようにしていくかということ相談させていただきながら進めていきたいと思う。

#### 【近藤副会長】

市町村向け研修会について、弁護士会と社会福祉士会で毎年やっていて、来年度意思決定支援についてやるのが10月予定なので、被らないようお願いできればと思う。

#### 【野田委員】

こういった協議会に参加して、市役所に行ってもそうだが、任意後見の文字が全く出てこない。この点は、中核機関を設置しても同じだと思うが、例えば報酬助成、いろんな助成金の予算の件に関してもそうだし、あと担い手不足の部分に対しての任意後見の活用というのは非常に有効である。今回、法改正の中にも任意後見の改正は含まれているので、県や各自治体において任意後見に関する取り組みというものをもう少し進めてもらえるよう要望する。

#### 【事務局】

報酬助成については一応地域支援事業交付金の対象になっているところだが、各市町村で限度額みたいのがあり、実態として任意後見に報酬助成を出すかどうかという各市町村で考えがあろうかと思う。

ただ一方で、任意後見に関する話は最近増えてきているので、そういったことを含め、県としてどういうメッセージ出していくのかなという話もあるので、これにつきまして検討していきたいと思う。

#### 【オブザーバー（長谷川次席書記官）】

中核機関及び成年後見センターについては、愛知県では一応形は揃ったものとお見受けしている。まだ中核機関として位置付けされていないところがいくつかあるとお聞きしたが、中核機関とそうではないところの違いについて、先ほど中核機関の法的位置付けが明確ではないという説明があったが、中核機関設置の必要性はあると思うので、まずそういうところの認識から、県としても働きかけてもらえればと思う。

先ほど住田委員が言われていた研修のあり方について、法改正の議論もあるが、改正法が施行されるまでは、現行制度も継続しているということもあるので、きちんと現行制度の説明をした上で、法改正を意識した説明をすることも意識していかないといけないと思う。

法改正の議論が少し出てきたところだが、家庭裁判所としても、その点については現時点では報道レベルの内容でしか把握はしておらず、最高裁からも具体的な指示等はないので、今後の情報を注視している。

あと現状、市民後見人とか法人後見が選任できるのであれば、家庭裁判所としても

選任していきたいと考えているところ、やはり各市町の協議会等に参加すると、研修等を利用して候補者はいるものの、実際にどう活躍の場を与えて、実際に後見人としてどう選任していくのかという部分が見えないというところで、せっかく候補者となりうるべき人がいるのに、市民後見人もしくは法人後見に繋がらないもどかしさを感じているというのが裁判所の方からは見える。

例えば裁判所としては、受任者調整会議でこの人を候補者として調整したということがあれば、ほぼ選任をしているところだと思うが、市町のレベルで言うと、その受任者調整会議をどう進めていったらいいのかという悩みがある。次年度のアドバイザー派遣のところで、受任者調整会議等の枠組みとかで支援にご配慮いただければと思う。

#### **【事務局】**

今、中核機関になってないところについては、中核機関で求められる機能、相談や広報等様々なものがあるが、それを担うまでの自信がない等、様々な現状があろうかと思う。これが法制化によって多少は良い方に働くのかなと考えているが、あくまで「できる規定」になっているので、引き続き働きかけはしていけないのかなと思っている。アドバイザー派遣の話をいただいたが、家庭裁判所の意見を伺うこともあろうかと思うので、その際はまた協力をお願いしたい。

#### **(2) 報告事項**

##### **【山下会長】**

部署の変更に伴って、実際の人員は何人になるのか。

##### **【事務局】**

今、地域包括ケアシステムの推進に加えて成年後見制度を4人で担当しているところだが、ここに地域共生社会、いわゆる重層的支援体制整備事業の推進や法人後見、それから日常生活自立支援事業等を含めまして、7人で進めることにしております。

##### **【今井委員】**

組織体制のところに「成年後見制度」と「日常生活自立支援事業」がしっかりと書かれている。この間お尋ねしたら、あれはあっち、これはこっちとか言われたが、やはりこれがすごく大事なのかなと思っている。自分の法人の中でも、身寄りのない方に向けた暮らし安心サポート事業というのも始めているし、国の方もかなりおひとり様のことを言っているので、成年後見制度だけじゃなくて、そういうところも網羅できるよう、愛知県は確か日常生活自立支援事業が驚くほど少ないはずなので、もうちょっとここはなんとかかなってほしいなと思っている。

**【事務局】**

今後の流れから考えると、成年後見制度と日常生活自立支援事業はある程度セットになってくると考えている。市民後見人等養成研修修了者の行き先としての日常生活自立支援事業支援員という道もあるので、そういうのが連携してうまく進めていけるといいなと考えている。

(了)